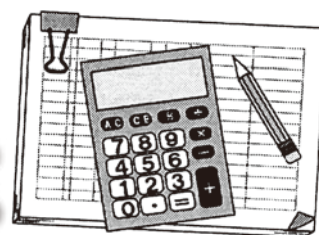


# 所得税の確定申告は 自分で書いてお早めに



農業・不動産等の所得がある方で、収入と経費が項目別に振り分けがされていない場合は、相談日に申告をお受けすることができないことがあります。

本村に住所のない方は、住所地の申告会場または、津島会場（商工会議所）にて申告してください。

**申告期間 2月16日(火)～3月15日(火)**

**午前8時30分～正午、午後1時～5時**

## 《確定申告の相談日程》

日 程		会 場
2月16日(火)	元 起	飛島村役場 2 階 第3会議室
17日(水)		
18日(木)	※地区指定なし	
19日(金)	竹 之 郷	
22日(月)		
23日(火)	松 之 郷	
24日(水)		
25日(木)	※地区指定なし	
26日(金)	渚・梅 之 郷	
29日(月)		
3月 1日(火)	服 岡・三 福	
2日(水)		
3日(木)	※地区指定なし	
4日(金)	大 宝・八 島	
7日(月)		
8日(火)	古 政	
9日(水)		
10日(木)	新 政・木 場	
11日(金)		
14日(月)	※地区指定なし	
15日(火)		
2月16日(火)	商工会 青色決算指導	産業会館 1階 会議室
19日(金)		
26日(金)	商工会 確定申告書取りまとめ	

- ※1. 地区の日程でご都合の悪い場合は、別の日にお出かけください。
- 2. 今年度は**2月22日(月)**および、**29日(月)**は**東海税理士会津島支部**による**無料税理士相談**ができます。  
なお、相談時間は**午前9時30分～正午**、午後1時～**4時**です。
- 3. 商工会の相談は、午前9時30分～午後3時30分です。